

『教職開発研究』刊行規程

平成 29 年 7 月 13 日制定

広島大学大学院教育学研究科教職開発講座承認

令和 2 年 4 月 20 日一部改正

広島大学大学院人間社会科学研究科教職開発専攻承認

令和 3 年 4 月 15 日一部改正

広島大学大学院人間社会科学研究科教職開発専攻承認

第 1 編集委員会

『教職開発研究』（以下、本誌とする）の編集は編集委員会が行う。編集委員は広島大学大学院人間社会科学研究科教職開発専攻（以下、教職開発専攻とする）に所属する専任教員（外国人研究員は含まない）の中から教職開発専攻会議において選出される。編集委員長は、委員の互選による。

第 2 刊行回数及び配布先

本誌は、原則として年 1 回刊行する。配布先は国内の大学・研究機関及び関連機関等とする。配布先の詳細については編集委員会において定める。

第 3 内容

- (1) 本誌は、教職開発に関する論文・報告等を掲載するものとする。
- (2) 投稿論文は、未発表のものに限る（ただし、口頭発表はこの限りではない）。
- (3) 投稿論文以外の論文・報告等のテーマ及び執筆者は、編集委員会が決定し、依頼する。

第 4 投稿資格

- (1) 本誌に単独又は連名の場合の筆頭著者として投稿できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - ① 教職開発専攻に所属する専任教員
 - ② 教職開発専攻に所属した旧教員
 - ③ 広島大学大学院人間社会科学研究科教職開発専攻（教職大学院）の在学生（ただし指導教員が連名で共同執筆者となること）
 - ④ 広島大学大学院教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）の修了生、博士課程前期教職高度化プログラムの修了生
 - ⑤ 広島大学大学院教育学研究科・人間社会科学研究科博士課程後期の在学生のうち、教職開発専攻の専任教員が主任指導教員・主指導教員である学生
 - ⑥ 教職開発専攻が組織する研究・指導プロジェクトの構成員
 - ⑦ その他編集委員会が特に認めた者
- (2) 連名で投稿する場合、前号以外の者を共同研究者として投稿者に加えることができる。

第5 投稿編数及び経費の負担

- (1) 投稿編数は、原則として1人につき1投稿までとする。

ただし、連名投稿の場合は、この限りではない。また、編集委員会が依頼したものは、この投稿編数に含めない。

- (2) 刷り上がりの論文頁数が10頁を超える場合の経費は、一部を投稿者の負担とすることがある。
- (3) カラー印刷等、特別の経費を必要とする場合は、投稿者の負担とする。
- (4) 抜刷が30部を超える場合の経費は、投稿者の負担とする。

第6 投稿手続き

- (1) 単独または連名の場合の筆頭著者として投稿を希望する者は、編集委員会が定める期日までに所定の申込み用紙を編集委員会に提出する。
- (2) 論文原稿は、編集委員会が定める期日までに完全原稿として、編集委員会に提出する。提出後の加筆・修正は、原則として認めない。

第7 原稿執筆要領

投稿原稿は、別に定める『教職開発研究』執筆要項に従って執筆されなければならない。この要項に従わない原稿は、原則として受理しない。

第8 論文・報告等審査手続き

受理された論文・報告等は、編集委員会において審査され、掲載が妥当であると判断されたものが採択される。

第9 著作権

- (1) 本誌に投稿された論文の著作権は、教職開発専攻に属する。
- (2) 著作者が自らの著作物を利用するときは、教職開発専攻として何ら制約しない。

第10 雑則

- (1) この規程の施行に関して必要な事項は、編集委員会が別に定める。
- (2) この規程の改訂は、編集委員会で審議し、教職開発専攻会議の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成29年7月13日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月20日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月15日から施行する。